

日本共産党中央委員会幹部会 御中
日本共産党中央委員会幹部会 幹部会委員長 殿

2023年6月30日付け「見解」に対する意見

私（以下「審査請求人」という。）が行った2023年6月19日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）に対する同年6月30日付け日本共産党中央委員会書記局（以下「党」という。）の「見解」（以下「見解」という。）に対して、以下のとおり反論する。

第1 事実認定の前提

1 1988年12月20日付け最高裁判所第三小法廷判決 昭和60年（オ）第4号

1998年12月20日付け最高裁判所第三小法廷判決 昭和60年（オ）第4号¹は、政党が党員にした処分の当否についての審理の基準について、以下の判断を示している。

（引用開始）

（略）右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であつても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。

（引用終わり）

2 党の「自由と民主主義の宣言」

党の「自由と民主主義の宣言」には、以下の記載がなされている。

（引用開始）

4、自由と民主主義の確立と発展・開花をめざして

（2）市民的政治的自由——国民の主権と自由の全面的発展

国民の主権、国の主人公として国民が広く政治に参加する自由、思想・良心の自由、言論・出版・集会・結社・表現の自由、信教の自由、勤労者が団結し団体行動をする自由は、日本の社会発展のすべての段階をつうじて全面的に擁護されなければならない。

日本共産党は、このような基本的見地に立って、国民の市民的政治的自由を侵害しているいっさいの抑圧を許さず、これらの自由を確立し発展させるために変わることなくたたかう。（中略）

国民の自由と人権の保障

（イ）思想・信条の自由、個人の良心の自由を完全に保障する。（略）

（ロ）国民1人ひとりの個人的自由は、最大限に守られなければならないし、私生活（プライバシー）は不当な介入から保護されなければならない。（略）

（引用終わり）

第2 党が見解で主張する事実に対する審査請求人の認否・反論

1 「審査請求書」についての日本共産党の見解は、日本共産党中央委員会書記局が5月15日付で送付した文書のとおりで変更はありません」について

¹ https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=62340

「あなたから6月19日付で送付されました幹部会および幹部会委員長宛ての「審査請求書」についての日本共産党の見解は、日本共産党中央委員会書記局が5月15日付で送付した文書のとおりで変更はありません」との事実は、認められない。その理由は、下記(1)ないし(2)、及び審査請求書の4(2)のAないしキ及び5の(1)ないし(2)に記載したとおりである。

- (1) 党の見解の趣旨は、「個人情報保護法（以下「法」という。）第57条第1項の規定により、「政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」で党が保有している個人情報に関する開示請求には応じられない。この取扱いは、法の規定に則ったものである。」と解される。

しかし、上記第1の1に記載した最高裁の判断（政党が黨員にした「処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし（略）、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべき」）に基づけば、法の適用が除外されている党が行った本件不開示決定についても、特段の事情がない限り法第57条第3項の規定（法の適用除外の団体は、保有個人情報の安全管理措置及び苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。）に基づいて党が自ら定めたプライバシーポリシーに照らして決すべきである。

本件保有個人情報開示請求書の4(2)に記載したとおり、党のプライバシーポリシーには「個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。」（すなわち、党は法第33条第2項に基づく保有個人情報の開示義務も遵守することになる。）との規定は存在するが、前述した「法第57条第1項の規定により、「政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」で党が保有している個人情報に関する開示請求には応じられない。」との規定は存在しない。

したがって、党には、プライバシーポリシーに基づき、審査請求人が求める保有個人情報の開示義務があると考えるのが相当である。仮に、不開示を維持するのであれば、プライバシーポリシーに基づいて、開示義務がないことを立証するよう求める。

- (2) 法第3条の規定（個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。）、及び審査請求書の4(1)オに記載した最高裁判所の判断（保有個人情報の不開示決定という「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは（略）処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。」）は、市民的政治的自由を求める国民のたたかひの成果の1つであるといえる。

そして、上記第1の2に記載したとおり、党は、「自由と民主主義の宣言」において、国民の市民的政治的自由について、「全面的に擁護しなければならない。」「これらの自由を確立し発展させるために変わることなくたたかう。」「思想・信条の自由、個人の良心の自由を完全に保障する。」「国民1人ひとりの個人的自由は、最大限に守られなければならない」と宣言している。

国民の市民的政治的自由を全面的に擁護し、これらの自由を確立し発展させるために変わることなくたたかうという「自由と民主主義の宣言」の立場を踏まえれば、個人情報の開示

請求があった場合の対応として、法の適用除外であることを前提とするとしても、全て一律に不開示とするのではなく、開示請求の対象となる保有個人情報の内容、取得した経緯及び政治活動に及ぼす影響等を総合的に検討した上で、開示が相当であると判断すれば、請求の全部または一部にこたえることを規定するのが妥当な取扱いである。

つまり、党がプライバシーポリシーにおいて、「政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」で党が保有している個人情報に関する開示請求には応じられない。」と規定していないのは、当該保有個人情報を全て一律に不開示とする取扱いは「自由と民主主義の宣言」に反すると判断しているからであると考えられる。

したがって、審査請求人が審査請求書4（2）の「アないしキ及び5の（1）ないし（2）」で求めた事項に対して、「審査請求書」についての日本共産党の見解は、日本共産党中央委員会書記局が5月15日付で送付した文書のとおりで変更はありません。」とするのみで、「変更はありません。」と判断した理由も示さず、審査請求書で求めた事項について一切の対応がなされていない事実は、党の「自由と民主主義の宣言」に反しており、認められない。

2 「今回の日本共産党の対応は個人情報保護法の規定に則ったものであることを付け加えておきます。」について

「今回の日本共産党の対応は個人情報保護法の規定に則ったものであることを付け加えておきます。」との事実は、認められない。その理由は上記1（1）に記載したとおりである。

以上

2023年7月18日

審査請求人 松竹 伸幸